3　配当基準額
　配当基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。
4　端数の処理
　権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
5　弁済の方法
　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
1　最終弁済
　清算株式会社は、各協定債権者に対し、その資産の全ての換価が終了した日から２か月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、配当基準額を基準に按分比例して弁済する。
2　免除
⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。
⑵　清算株式会社は、協定認可確定日に、協定債権者株式会社しろき商事、馬場牧子、馬場ゆき、馬場さつき及び雨宮勇の債権全額について、債務の免除を受ける。
⑶　清算株式会社は、第１項における弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。
3　追加弁済
　前記最終弁済後、清算株式会社に新た財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の配当基準額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　優先債権、共益債権の弁済
　国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２４年（再）第７号
札幌市西区八軒９条東２丁目１番15号
再生債務者　有限会社岩井食品
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年８月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第６号
神戸市中央区加納町４丁目10番21号柏井ビル内
再生債務者　三津田開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　本件再生計画は、書面投票において可決され、かつ、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年８月２日
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第６号
秋田県能代市落合字中大野13番地12
再生債務者　渡部　孝史
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（再イ）第４２号
埼玉県八潮市大字南後谷719番地３　メロディーハイム草加1103号室
再生債務者　徳山　裕勇
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第２５号
千葉県八街市八街ほ801番地１　ライオンズガーデン418号
再生債務者　鈴木　健治
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第３０号
千葉県佐倉市大崎台４丁目７番地６
再生債務者　吉田　　晋
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第３１号
千葉県佐倉市大崎台４丁目７番地６
再生債務者　吉田　照子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第３２号
愛知県岡崎市東大友町字稲葉37番地５
再生債務者　石川　勝彦
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月３日から平成25年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第１５８号
札幌市豊平区平岸４条７丁目１番１―301号
再生債務者　佐藤　秀城
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月11日から平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１７８号
札幌市西区二十四軒４条５丁目５番３―101号
再生債務者　佐々木浩一郎
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月11日から平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２０号
富山県高岡市西藤平蔵1500番地54
再生債務者　藤村　行秀
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月２日から平成25年９月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（再イ）第２５号
富山県砺波市林656番地12
再生債務者　岩城　大輔
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月２日から平成25年９月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（再イ）第５号
富山県砺波市五郎丸650番地５
再生債務者　舘　　俊一
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月２日から平成25年９月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（再イ）第６号
富山県砺波市五郎丸650番地５
再生債務者　舘　　早苗
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月２日から平成25年９月９日まで
富山地方裁判所高岡支部